

合併処理浄化槽を  
ご使用の皆様へ



袋井市下水道課からのお知らせ

# 令和6年度 浄化槽維持管理費補助制度

## 対象となる方

- ◇ **令和5年4月から令和6年3月に、保守点検3回、清掃1回、法定検査（7条または11条）1回をすべて実施し、ご自身で料金をお支払いの方**
- ◇ **10人槽以下の合併処理浄化槽をご使用の方**  
(公共下水道、農業集落排水を利用可能な区域の方は対象になりません)
- ◇ **設置場所に住所（住民登録）があり、市税等を滞納していない方**

**裏面の確認フローで補助条件をご確認ください！**

※合併処理浄化槽…お風呂、トイレ、台所等家庭からの生活排水すべてを処理する浄化槽  
(平成13年4月以降に個人住宅に設置された浄化槽はすべて合併処理浄化槽)

※単独処理浄化槽…トイレからの排水のみを処理する浄化槽 (申請対象外)

**合併処理浄化槽を新しく設置された方は初回清掃を実施した翌年度から申請できます**

## 申請方法

**令和6年4月～6月末に下水道課または各コミュニティセンターへ申請してください。**

- ◇ **申請用紙… ① 補助金交付申請書 (様式第1号)、② 請求書 (様式第6号)**
- ◇ 下水道課、各コミュニティセンターに設置しています。
- ◇ 袋井市のホームページからもダウンロードできます。
- ◇ 毎年度、申請が必要です。

※ご不明な点は下水道課までお問い合わせください。  
コミュニティセンターでは、相談対応はできません。

令和5年度の平均補助額は、  
約32,000円でした！  
**補助額の計算は見開きで  
ご確認ください。**



## 補助金について

維持管理に係る費用 (年間)  
(保守点検・清掃+法定検査)



下水道使用料に換算した額  
(年間)



**補助金  
交付**

- ◇ 水道の使用状況等により、各家庭の補助額は異なります。
- ※詳細は、市のホームページをご覧ください。

<問合せ先>

袋井市下水道課  
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1 (本庁3階)  
TEL: 0538-84-6081 FAX: 0538-84-6083



浄化槽維持管理費補助金  
ホームページ



# 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の概要

袋井市では、令和2年度から、適正な維持管理をしている個人住宅の合併処理浄化槽に対して、維持管理費用(年間)と下水道使用料換算額(年間)との差額を補助金として交付しています。

## 1 補助額の計算方法

①維持管理に係る費用(年間) - ②下水道使用料に換算した額(年間) = ③補助額

① 維持管理に係る費用(年間)…令和6年度申請分(令和5年4月1日～令和6年3月31日対象)

◆ 維持管理に係る費用は各家庭で使用している浄化槽の人槽により異なります。

(単位:円)

	5人槽	7人槽	10人槽	単独処理浄化槽 (補助対象外)
法定検査※1	5,300	5,300	5,300	5,300
保守点検・清掃※2	52,800	69,080	93,500	約3~4万円
合計	58,100	74,380	98,800	

- ※1 口座振替の場合の金額(納付書払いの場合も5,300円として計算します。)  
7条検査の費用は補助対象外です。
- ※2 市が許可している清掃業者の金額(清掃1回、消費税込み)  
点検のみを別業者で実施している場合は、実施記録や領収書の写しの添付が必要です。
- ※ 維持管理費用には、浄化槽の修理・修繕費等は含まれません。
- ※ 法定検査・保守点検・清掃料金は、令和5年4月現在のものです。

② 下水道使用料に換算した額(年間)

- ◆ 下水道使用料換算額は、各家庭で使用している水道の使用水量から算定します。
- ◆ 令和6年度申請分は、令和5年度の下水道使用料を基に算定します。

<下水道使用料早見表(2か月あたり)> (令和5年4月現在)

排水量(m <sup>3</sup> )	1~16	20	25	30	35	40	45	50	17~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>
使用料(円)	1,760	2,279	2,928	3,577	4,226	4,875	5,524	6,173	1m <sup>3</sup> あたり 129.80円	1m <sup>3</sup> あたり 159.50円
排水量(m <sup>3</sup> )	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
使用料(円)	6,970	7,768	8,565	9,363	10,160	10,958	11,755	12,553	13,350	14,148

③ 補助額計算 (注) 一例です。金額は各家庭、年度により変わります。

【例】5人槽の合併処理浄化槽で、使用水量が2か月50m<sup>3</sup>の場合

① 維持管理費用(年間) 58,100円(5人槽) - ② 下水道使用料換算額(年間) 37,038円(6,173円×6回) = ③ 補助額 21,000円

- ◆ 補助額は、100円未満切り捨てです。
- ◆ ②下水道使用料換算額が①維持管理費用より高くなると、補助金は交付されません。
- ◆ 井戸水を使用している家庭は、下水道使用料換算額の計算方法が異なります。

## 2 申請から補助金交付までの流れ

浄化槽の  
維持管理

(1) 合併処理浄化槽の保守点検(年3回)、清掃(年1回)、法定検査(年1回)を実施します。

現在実施していない方は、それぞれの業者に直接申し込んでください。

[浄化槽 保守点検・清掃 市許可業者]  
(株)フクエイ (TEL42-0164)、(株)袋井清掃 (TEL43-2518)  
[法定検査県指定検査機関]  
(一財)静岡県生活科学検査センター (TEL054-621-5030)

※法定検査の結果が不適正の場合は、改善を行ってください。

補助金申請時、改善した事がわかる書類の写しの添付が必要です。

翌年度

補助金は前年度の実績に基づいて、翌年度に交付します。

補助金の  
申請

(2) 「補助金交付申請書(様式第1号)」及び「請求書(様式第6号)」を、毎年4月から6月末までに下水道課または各コミュニティセンターへ直接お持ちいただくか、下水道課へ郵送で申請してください。

※申請書の様式は下水道課または各コミュニティセンターで受け取るか、袋井市のホームページからダウンロードできます。

※コミュニティセンター受付時間9:00~17:00。休館日は月曜日と国民の祝日(その日が休館日に当たる場合翌日)。豊沢ふれあい会館のみ水曜日休館です。

※令和5年度もしくは4年度に申請いただいた対象の方へは、令和6年3月に申請書及び請求書の用紙を送付しております。

審査  
交付決定

(3) 補助要件を満たしているか審査します。  
市から申請者全員に「補助金交付(不交付)決定通知書」を送付します。

振込み

(4) 指定された金融機関の口座に補助金を振込みます。

※全件審査後、振込みます。

過年度振込日実績 令和3年度申請分:令和4年1月28日

令和4年度申請分:令和5年1月27日

令和5年度申請分:令和6年1月23日

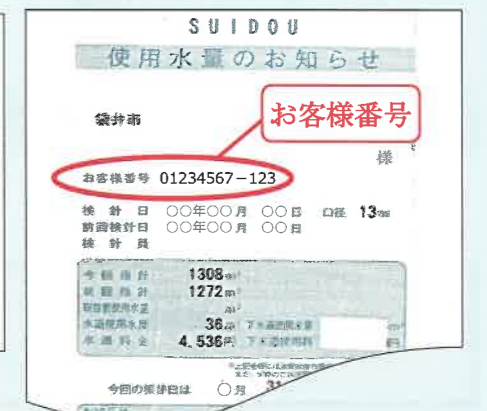
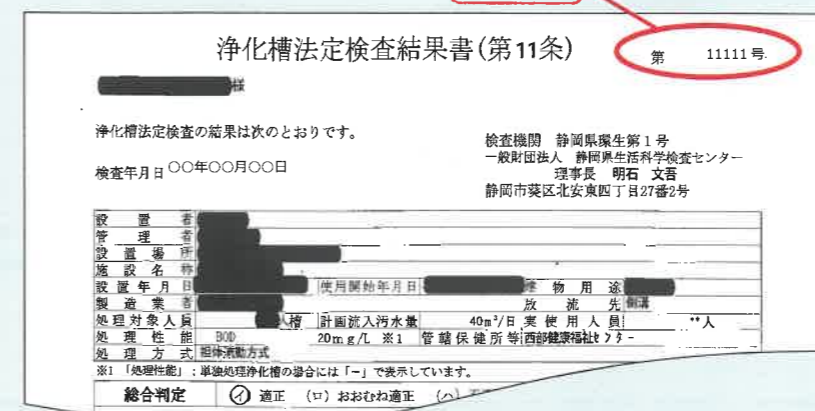
※申請書に浄化槽設置番号、水道のお客様番号の記入が必要です。

ご記入の際は、以下の書類をご確認ください。添付は必要ありません。

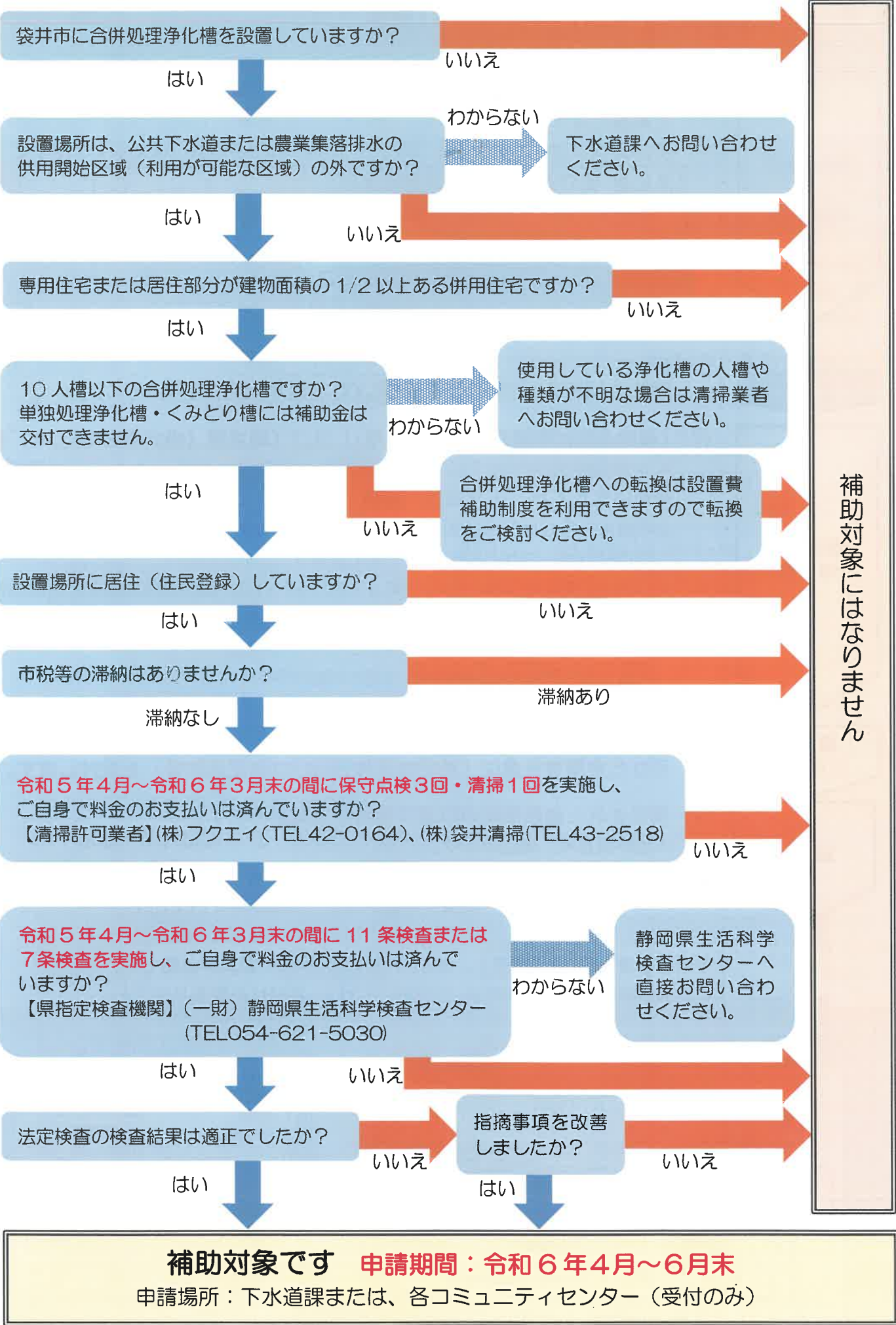
<浄化槽法定検査結果書>

設置番号

<使用水量のお知らせ>



# 浄化槽維持管理費補助制度対象者 確認フロー



補助対象にはなりません

**補助対象です** 申請期間：令和 6 年 4 月～6 月末  
申請場所：下水道課または、各コミュニティセンター（受付のみ）